

<平成22年4月1日以降>

自立支援医療の対象者、自己負担の概要

第54条第1項、第58条第3項第1号関係

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者であって一定所得未満の者（対象疾患は従来の対象疾患の範囲どおり）
2. 給付水準：自己負担については1割負担（ 加色部分）。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。
また、入院時の食費（標準負担額）については自己負担。

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 ≦ 80万	市町村民税非課税 本人収入 > 80万	市町村民税 < 3万3千 (所得割)	3万3千 ≧ 市町村民税 < 23万5千 (所得割)
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額：医療保険の自己負担限度額 育成医療の経過措置 負担上限額 5,000円	一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			重 度 か つ 繼 中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円
				続(※) 一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円

※：「重度かつ継続」の範囲

- ・ 疾病、症状等から対象となる者
 - 精神・・・・・①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）
②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
 - 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・**肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）**（下線部を追加）
- ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 精神・更生・育成・・・ 医療保険の多数該当の者